特別障害者手当に関するお知らせ

令和4年4月1日から 「眼の障害」の認定基準を一部改正します

※特別障害者手当は、障害年金1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又は それ以上の障害を有する場合に該当する手当です。

改正のポイント

1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、**「両眼の視力の和」から 「良い方の眼の視力」による認定基準に変更**します。

- 2 視野障害の認定基準を追加、改正します。
- ▶ 視野障害の認定基準には、ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計に基づく認定基準も規定します。
- ▶ 2つの障害で認定する場合の認定基準に視野障害を追加します。
- ▶ 3つの障害で認定する場合の認定基準のうち、視野障害の基準を改正します。
- ※ 視覚障害(視力障害及び視野障害)のみでは該当となりません。

【認定請求について】

- ∨新しい認定基準による請求は、令和4年4月以降行えます。
- ✓ 令和4年4月末日までに請求された場合で、認定基準に該当すると認定された場合は、令和4年5月分からの手当が支給されます。
- ✓ 今回の改正によって、これまで該当していた方が、該当しなくなることはありません。
- ※ お問い合わせは、お住まいの市区町村までお願いします。



※適宜、各自治体のロゴマークやお 問い合わせ先をご記入ください。

2つの障害で認定する場合の基準

※2つの障害で認定する場合とは、例えば、視覚障害(視力障害及び視野障害)以外に身体又は精神 の障害がある場合です。視力障害と視野障害のみでは該当となりません。

基準	障害の状態
2つの障 害で認定 する場合	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20 点以下のもの

3つの障害で認定する場合の基準

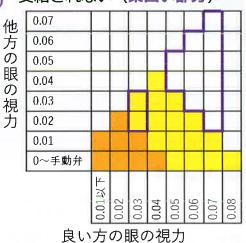
※3つの障害で認定する場合とは、例えば、視覚障害(視力障害及び視野障害)以外に身体又は精神の 障害が2つある場合です。なお、視力障害と視野障害がある場合には、身体又は精神の障害が1つあ る場合に該当となる可能性があります。

基準	障害の状態
3つの障 害で認定 する場合	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの

(参考) 視力障害の認定基準の改正について

改正前

良い方の眼の視力は悪いが、両眼 の視力の和が大きい場合、手当が 支給されない(紫囲い部分)



改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に 評価できるようになる(赤囲い部分)



0.07

良い方の眼の視力

:2つの障害で認定する場合

:3つの障害で認定する場合